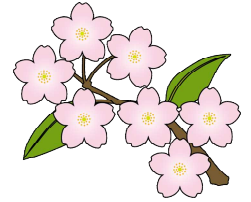


## ～入学・進級おめでとうございます！～

入学・進級してから1週間が経ちました。子ども達は、新たな学年のスタートにあたり、目標を掲げ前向きな生活を送っています。一方、新しい環境に不安を抱えている生徒もいると思います。学校では、一人ひとりの気持ちに寄り添い、安心・安全な学校をつくって参りたいと思います。また、年度初めに当たり学校の規則やルールについて、集会や各学級で確認しておりますが、保護者の皆様におかれましても気になったことや不明なこと等ありましたら、ご確認・ご相談ください。



1年間、子ども達もっている力を十分発揮できるよう、教職員一丸となって取り組んで参りますので、今後とも本校の教育活動にご理解とご協力をお願いいたします。

## ～始業式での校長先生の話から～

昨年度の11月に、本校で開校30周年記念式典を行いました。西山中学校としては、この式典を終え、今年度から新たな歴史を刻むスタートを切る年になります。そのスタートにあたり、学校を子ども達の力でより良いものにしていくための方針として、次の5つのことを子ども達に伝えました。

**あ**いさつの西山・・・コミュニケーションをとる一番の基本。あいさつが飛び交う西山中学校に！

**あ**ったかい西山・・・相手の気持ちを考えた言動を心掛け、皆が温かい気持ちで過ごせる西山中学校に！

**あ**つくもえる西山・・・各行事、各種大会に全力で参加し、何事にも一生懸命に取り組む西山中学校に！

**あ**きらめない西山・・・学習でも、部活動でも、最後まで諦めずに皆で成長していく西山中学校に！

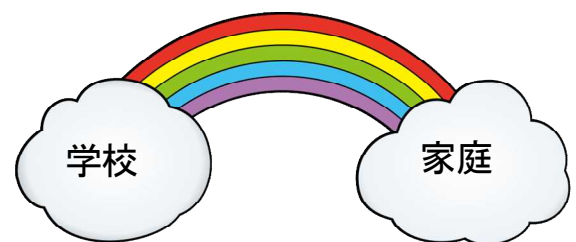
**あ**りがとう西山・・・1年後、周りの人に感謝の気持ちをもてるように、仲間と協力し何事にも精一杯取り組む西山中学校に！

学校では、これらのことを常に子ども達に意識させながら、様々な活動や体験を通して大きく成長できるよう支援して行きたいと思いますので、保護者の皆様もお知りおきください。

## ～生徒指導だより「かけはし」を発行するにあたり～

この生徒指導だより「かけはし」は、生徒指導に関する事項をご家庭にお伝えすることを目的として発行しております。学校での規則やルールを保護者の皆様にもご理解いただき、学校と家庭とが連携して子ども達の成長をサポートできればと考えていますのでよろしくお願いいたします。

また、昨年度まで、いじめ問題に特化した「いじめ対策通信 つながる絆」を発行しておりましたが、今年度はいじめ問題についての内容を「生徒指導だより かけはし」に掲載していきますので、よろしくお願いいたします。



## ～新年度の生活における注意点をもう一度確認してください！～

各学年、年度初めの学級活動で中学校生活の決まりを確認しました。ご家庭でもう一度お子様と確認する時間を設けていただければ幸いです。

### ①日常生活における階段の使用について

#### 南階段は使用禁止

1年生→西階段

2年生→中央階段

3年生→西・中央どちらも可

### ②他学年のフロアには行かない。

### ③他学級には入らない。

### ④ベランダ、テラスには出ない。

### ⑤体育館通路は外靴で歩かない。

### ⑥給食の下膳について

1、2年生の給食当番は、下膳の際、中央階段を下りて西階段を上がる。下膳時の混雑や衝突防止のため、一方通行とします。

### ⑦部活動について

持ち物、および道具の管理、使用場所の片付け・清掃を、きちんとしましょう。

ボールが落ちていたり、ゴミが落ちていたり、持ち物を置き忘れたりしないように注意しましょう。

みんなでしっかり練習メニューに取り組みましょう。

### ⑧1年生の見学・仮入部期間

→4月12日(水)～25日(火)

※この期間、1年生は16時45分までの活動とする。また、土日の活動はしないこととします。

### ⑨登下校について

横に広がって歩いたり、道ばたにたまって話し込んだりせず、安全に留意して速やかに登下校しましょう。

そして、横断歩道を渡りましょう。

また、登下校中も服装の乱れがないようにしましょう。名札、組章などの準備を早めをお願いします。

※生活についての注意点は、上記以外のこともあります。学級での配付物や先生方の話を聞き、年度初めに確認しましょう。



## ～いじめ未然防止に向けての取組～

昨今、いじめの問題は学校においてとても大きな課題になっています。いじめと一言でいっても、起こる場所も原因も様々です。いじめ問題の対応や、子ども達の関係修復については、保護者の皆様のご理解とご協力が必要になります。本校においても、いじめはどの学校・どの子にも起こりうるという意識をもち、いじめの未然防止・早期発見のために、教職員一丸となって取り組んで参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### <いじめの定義>

#### 第二条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」より

このように、子ども達が「心身の苦痛を感じているもの」については、いじめと定義されています。学校としては、いつ・誰に・どのようなことを・どの程度されたのか等の事実をしっかりと確認し、指導・支援していきたいと考えております。なお、子ども達の小さな変化や気になること等ありましたら、担任・いじめ対策担当教諭・養護教諭・教頭・スクールカウンセラーなどにご相談下さい。

\* 第三者への公開・開示や不当な目的使用、複写及び複製を禁じます。

